

令和4年度
越谷市立病院運営審議会

令和4年(2022年)7月13日(水)

～ 市立病院 西棟3階 第1・2・3会議室 ～

目 次

市立病院運営審議会委員名簿	1
越谷市立病院運営審議会条例	2
議事	3
1 越谷市立病院の選定療養に係る初診に要する額の改定について	3
(諮問事項)	
・初診時選定療養費に係る他院の状況	5
・越谷市立病院の診療費等に関する条例	6

市立病院運営審議会委嘱者名簿

(敬称略、順不同)

No.	氏名	選出区分	選出団体	備考
1	ハラ原 スナオ直	第1号委員 (医師代表)	市医師会	ハラクリニック
2	オオコシ大越 キョウジ恭二	〃	〃	大越医院
3	サメジマ鮫島 ヒロタケ弘武	〃	〃	さめしま整形外科
4	マツダ松田 シゲソウ繁三	〃	〃	松田整形外科
5	イシカワ石川 アツシ厚	〃	〃	石川医院
6	ナカムラ中村 マサヒロ昌弘	〃	〃	新越谷アイクリニック
7	トサカ登坂 カオル薫	〃	〃	登坂耳鼻咽喉科医院
8	アマクサ天草 タイリク大陸	〃	〃	リハビリテーション天草病院
9	イチカワ市川 ジュンジ純二	〃	〃	市川胃腸科外科病院
10	オオサワ大沢 ショウタロウ昌太郎	第2号委員 (受益者)	市自治会連合会	
11	ヨシザワ吉澤 ノリチカ紀親	〃	市PTA連合会	
12	ムラタ村田 キイチ奇一	〃	越谷商工会議所	
13	カネムネ兼宗 ミユキ美幸	〃	埼玉県立大学	
14	アオキ青木 マサコ真佐子	〃	市介護保険サービス事業者連絡協議会	
15	ナカムラ中村 ユキヒロ幸弘	〃	市薬剤師会	
16	トバリ戸張 ジュンコ純子	〃	市農業協同組合	
17	ヒライ平井 ジョウジ丈司	〃	市歯科医師会	平井歯科クリニック
18	ムラヤマ村山 カツヨ勝代	〃	市民生委員・児童委員協議会	

○越谷市立病院運営審議会条例

昭和50年12月24日

条例第48号

改正 平成12年4月11日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、越谷市立病院運営審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市立病院の管理運営に関する基本計画の策定及び実施に関し、必要な調査、研究及び審議を行わせるため、越谷市立病院運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師を代表する者 9人以内

(2) 受益者 9人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、次の場合においてその都度開催する。

(1) 市長の諮問があつたとき。

(2) 建議のため委員の3分の1以上の委員より審議会の開催要求があつたとき。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市立病院事務部庶務課において所掌する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が審議会にはかつて別に定める。

附 則

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第30号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

1 越谷市立病院の選定療養に係る初診に要する額の改定について

(諮問事項)

1) 改定理由

令和4年度診療報酬改定では、引き続き外来医療の機能分化をさらに進めることとしている。一例として、紹介状なしで受診した患者等から定額負担を徴収する責務がある医療機関の対象範囲が紹介受診重点医療機関(次ページに記載)にも拡大されるとともに、定額負担の額(5,000円から7,000円に)が引き上げられた。

このような中で、越谷市立病院では地域医療機関との機能分化を図ることを目的に平成15年10月に導入(1,500円)、平成31年1月から2,900円、令和3年1月から3,900円に改定し機能分化を進めているところであるが、下記事項の理由により改定する。

①地域医療機関との機能分化の更なる推進

機能分化の推進により、外来診療にあたる医師の負担を軽減し、重篤な患者への対応による入院患者数の増加を図ることが、収益確保にもつながることから、初診時選定療養費の引き上げにより、推進の一助とする。

②地域医療支援病院の取得を目指す

第6期中期経営計画において、その取得を目指すこととしている。承認要件の一つとして、紹介率65%以上、逆紹介率40%以上が求められており、初診時選定療養費の引き上げにより要件に近づける。

なお、令和3年度実績で紹介率50.4%、逆紹介率41.8%。

③越谷市立病院運営審議会の答申

平成30年7月(1,500円→2,900円)、令和2年7月(2,900円→3,900円)の審議会において、超高齢社会に本格的に直面する2025年までに、今後の医療情勢の動向を勘案し2年毎に見直しを行い、段階的に5,000円程度まで増額することを希望する旨の答申をいただいている。

2) 改定の考え方

地域の基幹病院としての役割を担う観点から、越谷市立病院運営審議会から答申いただいた5,000円を目安に、2年ごとの診療報酬改定や社会情勢、当院を取り巻く地域環境などを総合的に鑑み、地域医療支援病院の取得を目指しつつ、段階的に増額する。

3) 改定内容(案)

3,900円→4,950円(+1,050円) 引き上げ幅: 1.27倍
※内訳: 4,500円+450円(消費税)

4) 施行日

令和5年(2023年)1月1日

5) スケジュール

令和4年(2022年)

7月13日 越谷市立病院運営審議会

9月議会 議案提出

※越谷市立病院の診療費等に関する条例の一部改正

10月～12月 市民周知

令和5年(2023年)

1月1日 施行

《参考》

① 地域医療支援病院とは…

地域の病院・診療所から、より詳しい検査や専門的な医療が必要と紹介された患者様に対し適切な医療を提供することを目的に県知事の承認を受けた病院を言う。また、24時間体制による救急医療の提供、地域の医療機関と連携をとり、病院の施設・設備を共同で利用できる体制、地域の医療従事者の質向上を図るための研修を行うなど、地域医療の中核を担う役割がある。

紹介率 65%かつ逆紹介率 40%以上が要件の一つとして求められ、承認を受けると診療報酬上、増収にもつながる。

② 紹介受診重点医療機関とは…

外来に占める「医療資源を重点的に活用する外来」の割合が初診 40%以上、再診 25%以上の医療機関を言う。

令和3年の医療法の改正により、紹介患者への外来を基本とする新たな医療機関として新設され、紹介受診重点医療機関では、紹介状なしで受診した場合、選定療養費として定額負担の徴収が義務化された。

令和4年度から外来機能報告制度が導入され、紹介受診重点医療機関の意向の有無が都道府県への報告事項の一つとされた。都道府県は意向を踏まえ、「地域における協議の場」において、協議が整った場合、医療機関を公表するしくみとなっている。

当院としては、まずは基準の詳細把握や他医療機関の動向等を踏まえ、調査研究していくこととする。

初診時選定療養費に係る他院の状況

2022.7

越谷市立病院【432 床】:3,900円

県内の国公立病院			近隣の私立病院		
さいたま市立病院	637 床	5,500 円	獨協医科大学埼玉医療センター	923 床	8,800 円
川口市立医療センター	539 床	5,500 円	さいたま赤十字病院	638 床	5,500 円
国立病院機構埼玉病院	478 床	5,500 円	済生会川口総合病院	424 床	5,500 円
県立小児医療センター	316 床	5,500 円	蓮田病院	353 床	3,000 円
県立がんセンター	503 床	2,750 円	秀和総合病院	350 床	2,000 円
草加市立病院	380 床	2,750 円	三郷中央総合病院	289 床	1,650 円
春日部市立医療センター	363 床	0 円	吉川中央総合病院	272 床	1,600 円
			春日部中央総合病院	404 床	2,000 円
上記平均(7病院)	—	3,928 円	上記平均(8病院)	—	3,756 円

※ 網掛け部分の医療機関は、5,000 円(R4.10.1 以降 7,000 円)以上の徴取が義務付けられている地域医療支援病院

○越谷市立病院の診療費等に関する条例

昭和50年12月24日条例第49号

(目的)

第1条 この条例は、越谷市立病院（以下「病院」という。）の診療費その他の費用（以下「診療費等」という。）及びその徴収について、必要な事項を定めることを目的とする。

(診療費等)

第2条 診療を受ける者（以下「受診者」という。）又は病院を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に定めるところにより、診療を受け、又は利用した際、診療費等を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、別に指定する納期限までに納付することができる。

(1) 診療費 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）（以下これらを「診療報酬算定方法等」という。）により算定した額

(2) 健康診断料（乳児検診及び妊娠検診を含む。） 診療報酬算定方法等に基づく初診料の点数とし、1点の単価を15円とした額

(3) エックス線撮影その他の検査料 診療報酬算定方法等に基づく点数とし、1点の単価を15円とした額

(4) 死体検案料 1件につき6,500円

(5) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又はこれに相当する法律の適用を受ける者の診療に要した費用 労働基準局長が指示した額

(6) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受ける者の診療に要した費用 労働基準局長が指示した額

(7) 自費による受診者の診療に要した費用 診療報酬算定方法等に基づく点数等とし、点数の場合は1点の単価を20円とした額

(8) 特別病室を使用した場合の室料差額 使用した特別病室の種別に応じ、別表第1に定める額

(9) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する初診に要する額 3,900円

(10) セカンドオピニオン相談（他の医療機関において診療を受けている者又はその家族等が、当該診療について主治医以外の医師から意見、説明等を聴くために行う相談をいう。）に係る費用 1回につき相談時間30分以内は11,000円、30分を超えるときは11,000円に30分（30分に満たないときは、30分とする。）ごとに5,500円を加算した額

(11) 市長が別に定める駐車場を使用した場合の使用料 別表第2に定める額

(12) 診療上特に費用を要するもの 実費

(診断書等の手数料)

第3条 診断書その他の文書（以下「診断書等」という。）の交付を受けよ

うとする者は、診断書等の交付を受ける際に別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(診療費等の納期の延長)

第4条 受診者若しくは利用者又はその扶養義務者の生活状態その他特別の事情により、市長が特に必要があると認めたときは、診療費等の納期を延長することができる。

(診療費等の減免)

第5条 前条の規定に該当する者で、市長が特に必要があると認めたときは、診療費等を減免することができる。

(診療費等に係る債権の放棄)

第6条 市長は、診療費等に係る債権で消滅時効が完成したものを放棄することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第2条関係)

種別	区分	金額 (1日につき)	
		市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
特別病室A		15,000円	22,000円
特別病室B		7,500円	11,000円
特別病室C		5,000円	7,250円

別表第2 (第2条関係)

区分	駐車場使用料
外来受診者	無料
上記以外の者	1台につき1時間以内は無料とし、1時間を超え30分(30分に満たないときは、30分とする。)ごとに100円

別表第3 (第3条関係)

種別	区分	金額 (1通につき)	
		市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
普通診断書		1,500円	2,000円
特別診断書		3,500円	4,500円
死亡診断書		1,500円	2,000円
特別死亡診断書		3,500円	4,500円
諸証明書		1,500円	2,000円